

改正

令和4年12月14日告示第190号

令和7年2月10日告示第31号

大台町低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大台町が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）又は、同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定め、もって工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 本要領の対象とする工事は、総合評価方式を適用する工事及び制度の適用が必要と認められる工事とする。

(基準)

第3条 低入札価格を行う場合は、入札価格に100分の110を乗じて得た額が、次項に基づき算定された額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- 2 調査基準価格の額の算定は、別表1に掲載した算定方法による。ただし、その予定価格に対する割合が予定価格の10分の7.5に満たない場合は10分の7.5とする。
- 3 調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に調査を実施する価格として重点調査基準価格を定める。なお、重点調査基準価格は調査基準価格の10分の9.7とする。

(参加業者への周知)

第4条 対象工事の公告又は指名通知の際には下記の事項を記載するものとする。

- (1) 本要領の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低入札者」という。）は、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低入札者は、事後の低入札価格調査等に協力すべきこと。

- (5) 不誠実な行為に対しては適切な措置を講じること。
- (6) 調査基準価格を下回った額で契約する場合は、次の事項の適用があること。
 - ア 契約保証金を契約金額の3割以上とすること。
 - イ 第9条に規定する専任の担当技術者を工事現場に配置すること。
 - ウ 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）及び現場代理人の配置に関し、第10条に規定する条件を満たすこと。
 - エ 「大台町低入札価格調査マニュアル」（以下「低入マニュアル」という。）に規定する重点調査、重点調査（施工体制確認資料提出なし）を経て契約したものは、工事实態調査を実施すること。
 - オ 発注者が実施する工事实態調査等に際しては協力すること。

（入札の執行及び事前調査）

第5条 開札の結果、低入札者が落札候補者となった場合には、町長は開札後速やかに、当該入札者から入札時に提出された工事費内訳書の確認・審査を行う。

工事費内訳書の確認・審査の結果、工事内訳書の不備による無効に該当しない場合は、落札候補者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号の内容について事前調査を行う。なお、工事費内訳書の確認・審査の結果、当該入札者を無効とする、又は当該入札者を失格とする場合は、当該入札者に対する事前調査は実施せず、総合評価方式の場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最も評価値の高い者又は価格競争の場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。

- (1) 落札候補者から入札時に提出された工事費内訳書について、別表2『見積内訳等の検討に係る判断基準について』の3. 見積内訳書の判断基準の(1)を満足していること。
- (2) 前号を満足する落札候補者について、別表2『見積内訳等の検討に係る判断基準について』の2. 基本的判断基準の(2)を満足していること。

なお、落札候補者から「専任の担当技術者」又は「現場代理人」を配置することができない旨の申出があった場合は、この基準を満たさないものとして取り扱うこととする。

- 2 町長は、落札候補者が前項各号の基準を満たしていないと認めた場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるため、その者は失格とし、次順位者を落札候補者とする。

(調査の実施)

第6条 町長は、調査基準価格を下回る価格による入札を行った者のうち落札候補者について、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるか否かを具体的に判断するため、次に掲げる事項について、入札者から提出された調査資料の分析、事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行うものとする。ただし、落札候補者の入札価格が重点調査価格の110分の100を乗じた額を上回る場合は、第2号から第8号までの内容についての調査を省略することができる。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近及び関連する手持工事の状況
- (3) 契約工事対象箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (6) 手持機械数の状況
- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 過去に施工した公共工事名及び発注者名
- (9) その他必要な事項

2 町長は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、その者は失格とし、次順位者を落札候補者とする。

(調査報告)

第7条 町長は、前条の調査結果に基づき、落札の可否について大台町発注工事等指名審査委員会へ報告し、答申を得なければならない。

(落札者の決定及び通知)

第8条 町長は前条の答申を受け、当該契約内容に適合した履行がなされると認めたときは、直ちに落札候補者を落札者と決定し、その旨を落札者に通知する。

2 町長は前条の答申を受け、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、落札候補者を落札者とはせず、当該最低価格の次に低い価格（予定価格の制限の範囲以内で調査基準価格以上の価格又は調査基準価格未満の価格であっても前2条の手続きを経て、当該価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認めたものに限る。）の入札者若しくは総合評価方式により評価値が最も高かった者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最も評価値の高い者を落札者と決定し、その他の入札者に対しては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最も評価値

の高い者が落札者となった旨を通知するものとする。

(専任の担当技術者)

第9条 低入札価格調査対象工事において、調査基準価格を下回った契約をする場合は、主任技術者等のほかに、低入札価格調査の資料（ただし、施工体制確認型総合評価において施工体制確認資料が提出された場合は、「施工体制確認資料」とする。以下この条において同じ。）提出時に専任の担当技術者1名を追加して定め、契約時に配置するものとする。ただし、工場製作期間がある場合は、現地で施工する期間に配置するものとする。なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たすこととする。

- (1) 低入札価格調査の資料提出時において、三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有していること。
- (2) 低入札価格調査の資料提出時において、入札に参加する要件の主任技術者等に求める資格、施工実績を有していること。なお、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任技術者等に求める入札に参加する要件を満足していること。
- (3) 低入札価格調査の資料提出時において、直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。
- (4) 当該入札の低入札価格調査の資料提出時に配置できる状況にあること。ただし、議会の議決に付すべき契約である工事においては、本契約時に配置できる状況にあることし、低入札価格調査の資料提出時において他の工事に従事している場合は、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出させること。なお、他の工事に従事している場合とは、その工事の契約工期末日又は完成検査の合格日のいずれか早い日を経過していないことをいうものとする。また、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出させること。

2 共同企業体における専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は代表者、構成員の別を問わないものとする。

3 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとする。

4 低入札価格調査の資料提出後における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱いと同様とする。

(主任技術者等及び現場代理人の配置に関する追加条件)

第10条 調査基準価格に満たない金額で契約する場合は、次の各号に定める条件を課すものとする。

ただし、工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配

置する場合は、現地施工期間に配置する主任技術者等及び現場代理人に適用するものとする。

- (1) 主任技術者等は、契約金額にかかわらず専任での配置を要する。
- (2) 現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱（平成24年大台町告示第64号）に規定する、現場代理人の常駐緩和は認められない。
- (3) 建設工事請負契約書の条項第10条第5項の規定による、主任技術者等と現場代理人の兼務は認められない。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年12月14日告示第190号）

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和7年2月10日告示第31号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

調査基準価格の算定

P＝調査基準価格

P1＝重点調査基準価格

工事区分

①一般土木工事（水道事業の一般土木工事等を含む。）

$$P = (\text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75) \times 1.10$$

②建築工事等（水道事業の建築工事を含む。）

$$\text{【一般】 } P = \{ \text{直接工事費} \times 90\% \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75 \} \times 1.10$$

$$\text{【解体工事】 } P = \{ \text{直接工事費} \times 90\% \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75 \} \times 1.10$$

※建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。

③鋼橋製作・架設工（水道事業の水管橋製作及び架設工事を含む。）

$$P = \{ \text{直接工事費} \times 1.00 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 1.00 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75 \} \times 1.10$$

④機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く。）

$$P = \{ (\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 1.00 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 1.00 + (\text{工場管理費}$$

+設計技術費+現場管理費+据付間接費) ×0.9+一般管理費等×0.75} ×1.10

⑤電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く。）

$P = \{ \text{機器単体費} \times 0.955 + \text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75 \} \times 1.10$

⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事（水道事業の機械設備、電気設備、通信設備工事を含む。）

$P = \{ \text{機器費} \times 0.955 + \text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75 \} \times 1.10$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

なお、上記「計算式」で算定される調査基準価格Pは、予定価格の7.5/10以上、かつ予定価格の範囲内で定めることとする。

調査基準価格算出の際の端数処理は、 $P/1.10$ の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.10の7.5/10を下回る場合は、7.5/10以上となるように $P/1.10$ 値の万円未満を切り上げるものとする。

また、第3条第3項の重点調査基準価格P1は、調査基準価格の9.7/10とする。重点調査基準価格の端数処理は、 $P1/1.10$ 値の円未満を切り捨てるものとする。

なお、別表1における調査基準価格の算定方法が適切でないもの及び算定方法の定めがないものについては、別途定めるものとする。

共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、調査基準価格を算出するものとする。

算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

調査基準価格（P）の算定については、「スクラップ評価額」は、「P算定式の直接工事費」に含むものとする。

「P算定式の直接工事費」＝「設計内訳表の直接工事費計」＋「スクラップ評価額」

別表2

見積内訳等の検討に係る判断基準について

1. 判断基準の適用について

(1) 3. 見積内訳書の判断基準の(1)を満足しない場合は失格とする。

(2) 3. 見積内訳書の判断基準(1)、2. 基本的判断基準の(2)を満足する場合、「大台町低入札価格調査マニュアル」（以下「低入マニュアル」という。）に基づく調査を行い、下記の

2. 基本的判断基準及び3. 見積内訳書の判断基準を1つでも満足しない場合は失格とする。

2. 基本的判断基準

(1) 発注者が指定した日時までに、低入マニュアルの別表に定める調査資料が提出されていること。

(2) 「主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）」、「専任の担当技術者」及び「現場代理人」を、それぞれの求める時点に配置できることが確認できること。

なお、「専任の担当技術者」又は「現場代理人」を配置することができない旨の申し出があった場合は、この基準を満たさないものとして取り扱うこととし、必ず書面によりその旨申し出させることとする。

(3) 応札は適正な見積もりに基づく公正な価格競争結果であること。

(4) 応札者は調査に際し誠実で協力的であること。

(5) 下請業者からの見積もりが適正に反映され、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せの恐れがないこと、直接工事費や現場管理費に従業員手当等が適正に計上され、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる恐れがないこと。

(6) 工事の確実な履行を確保するため、企業の健全な経営に悪影響を及ぼす見積もり（赤字を前提とした見積もり等）でないこと。

(7) 重点調査の場合は、低入マニュアルに示す記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付資料が提出されていることとする。

3. 見積内訳書の判断基準

見積内訳書とは、設計内訳表、明細表、単価表、施工単価表、運転単価表等を指す。なお、設計内訳表は、入札時に提出された工事費内訳書と整合が取れているものとする。

ただし、建築工事については、工事仕様書の内訳、種目別内訳、科目別内訳、及び細目別内訳を指す。また、建築工事に付随する設備工事の判断基準は、建築工事に準じるものとする。

(1) 入札時に提出された工事費内訳書において、下表の全ての費目について、発注者の設計金額に下表の率を乗じた価格以上であること。なお、端数処理は、対象額にそれぞれの率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

また、『地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額以上の工事（WTO対象工事）』については、適用しない。

工事区分

	機器単体費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
一般土木工事 (水道事業の一般土木工事等を含む)	—	0.95	0.9	0.8	0.55
建築工事 (水道事業の建築工事を含む)	—	0.935	0.9	0.8	0.55
鋼橋製作・架設工 (水道事業の水管橋製作及び架設工事を含む)	—	0.95	(間接労務費＋共通仮設費) × 0.9	(工事管理費＋現場管理費) × 0.8	0.55
機械設備製作・据付工	—	(直接製作費＋直接工事費) × 0.95	(間接労務費＋共通仮設費) × 0.9	(工事管理費＋設計技術費＋現場管理費＋据付間接費) × 0.8	0.55
電気・通信設備工	0.875	0.95	0.9	(現場管理費＋機器間接費) × 0.8	0.55
下水道機械設備工事及び下水道電気・通信設備工事 (水道事業の機械設備、電気設備、通信設備工事を含む)	0.875	0.95	0.9	(設計技術費＋現場管理費＋据付間接費) × 0.8	0.55

(2) 設計内訳表、明細表に記載された数量が、発注者の明示する数量を満足していること。なお、低入マニュアルに規定する重点調査、重点調査（施工体制確認資料提出あり）並びに重点調査（施工体制確認資料提出なし）の場合又は発注者が単価表の提出を求める場合には、単価表の数量が発注者の明示する数量を満足していること。

ただし、建築工事については数量の妥当性が確認できればこの限りでない。

- (3) 設計内訳表、明細表に記載された、単価、金額の計算の整合がとれていること。(違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。)なお、低入マニュアルに規定する重点調査、重点調査(施工体制確認資料提出あり)並びに重点調査(施工体制確認資料提出なし)の場合又は発注者が単価表、施工単価表、運転単価表等の提出を求める場合には、設計内訳表、明細表に加えて、単価表、施工単価表、運転単価表においても、単価、金額の計算の整合がとれていること。(違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。)
- (4) 総合評価の技術提案にかかる数量、単価、金額が、見積内訳書に適正に計上されていること。この場合において、発注者が明示した見積内訳書と名称及び数量が異なってもかまわない。
- (5) 設計内訳表における千円未満の端数処理については認めることとし、端数処理の箇所については問わない。(設計内訳表以外の端数処理は認めない)ただし、建築工事については見積内訳書における千円未満の端数処理は認めることとする。
- (6) 材料・製品は、設計仕様を満足する品質・規格を有すること。
- (7) 材料単価は、適正な取引価格に基づくものであること。
- (8) 労務単価、作業能力、機械運転経費等は、適正に計上されていること。
- (9) 建設廃棄物は、適正な搬出先、適正な処理費用が計上されていること。
- ※建築工事に付随する設備工事の判断基準は、建築工事に準じるものとする。